○鏡野町広告掲載基準

平成25年3月19日 告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、鏡野町広告掲載要綱(平成25年鏡野町告示第13号。以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、町の資産への広告掲載の可否についての細目を定めるものとする。

(基本原則)

- 第2条 町の資産に掲載し、又は掲出する広告について、広告掲載者の事業の適正化、消費者の保護、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。
 - (1) 公正で真実なものであること。
 - (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
 - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
 - (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
 - (5) 関係法規と社会秩序を守るものであること。

(掲載の基準)

- 第3条 町の資産に掲載し、又は掲出する広告については、要綱第3条の規定に基づき、次に該当するものは、対象としない。ただし、第15号の規定は、町のホームページ及び町の有線テレビに掲載し、又は掲出する広告には、適用しない。
 - (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
 - (3) 公共媒体の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 風俗営業及びこれに類するもの
 - (5) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
 - (6) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 - (7) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (8) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
 - (9) 投機心又は射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
 - (10) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
 - (11) 申込者以外の者の広告となるもの

- (12) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (13) 個人又は団体の意見広告及び名刺広告
- (14) 商品先物取引又は貸金業に類するもの
- (15) 求人広告及びこれに類するもの
- (16) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (17) 内容が虚偽、誇大である等過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (18) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (19) 権利関係等を確認できない不動産、ゴルフ会員権等に関するもの
- (20) 不動産の表示に関する公正競争規約(平成15年公正取引委員会告示第2号)の表示に 関する規定に反しているもの又は宅地取引業法による登録がなされていないもの
- (21) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、内容が不明確なもの
- (22) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品 条件等が不明確なもの
- (23) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (24) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (25) 出資者又は出資金を募集するもの
- (26) 債権取立て、回収等を業とするもの
- (27) たばこに関するもので、喫煙行為を奨励する内容のもの
- (28) 酒類に関するもので、飲酒を奨励するもの
- (29) 寄附金の募集に関するもの
- (30) 法令の定めのない医療類似行為を業とするもの
- (31) いわゆる健康食品に関するもので、医療品的な効能及び効果を表現しているもの
- (32) 皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの
- (33) 社会問題等についての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (34) あたかも鏡野町が推奨しているかのような表現を含むもの
- (35) 鏡野町の推進している施策に反するもの
- (36) その他掲載又は掲出することが適当でないと鏡野町広告審査会(以下「審査会」という。)が判断するもの
- 2 広告掲載の申込みをすることができる者(以下「申込者」という。)は、町内に住所又は 事業所を有する者とする。ただし、審査会が適当であると認める場合は、この限りでない。

また、次に掲げる者は、申込者となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団又は暴力団員であると認められる者
- (2) 公共機関及び行政機関から指名停止等の行政指導、処分等を受け、その後も改善がなされていない者
- (3) 法令等に違反している者

(掲載又は掲出の順序)

- 第4条 広告掲載の申込みのあった広告は、次により掲載又は掲出の順序を決定する。
 - (1) 町内に住所、事業所、事務所等を有する者の広告
 - (2) 国又は地方公共団体が出資する法人及び団体の広告
 - (3) 公益法人及び公益的団体の広告
 - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - (5) その他の広告
- 2 順序が同じ広告が複数ある場合は、抽選により決定する。
 - (1) 抽選については、町が定める方法により行う。
 - (2) 申込者は、町が行う抽選に立ち会うことができる。

(媒体ごとの基準)

第5条 この告示に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等その他個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。